

# 第112期 決算公告

平成27年6月29日

長崎市栄町3番14号  
株式会社 長崎銀行  
代表取締役 山本一雄

## 貸借対照表（平成27年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	25,994	預 金	231,675
現 金	3,489	当 座 預 金	4,302
預 け 金	22,505	普 通 預 金	61,994
貸 出 金	228,776	貯 蓄 預 金	280
割 引 手 形	1,397	通 知 預 金	675
手 形 貸 付	4,354	定 期 預 金	160,751
証 書 貸 付	209,616	定 期 積 金	1,049
当 座 貸 越	13,408	そ の 他 の 預 金	2,620
そ の 他 資 産	799	譲 渡 性 預 金	4,565
未 決 済 為 替 貸	16	コ ー ル マ ネ ー	9,000
未 収 収 益	578	借 用 金	3,500
そ の 他 の 資 産	205	借 入 金	3,500
有 形 固 定 資 産	4,751	そ の 他 負 債	739
建 物	761	未 決 済 為 替 借	28
土 地	3,635	未 払 法 人 税 等	18
リ ー ス 資 産	21	未 払 費 用	447
その他の有形固定資産	332	前 受 収 益	74
無 形 固 定 資 産	78	従 業 員 預 り 金	0
ソ フ ト ウ ェ ア	59	給 付 補 て ん 備 金	0
その他の無形固定資産	18	リ ー ス 債 務	21
繰 延 税 金 資 産	872	資 産 除 去 債 務	13
支 払 承 諾 見 返	54	そ の 他 の 負 債	134
貸 倒 引 当 金	△1,021	退 職 給 付 引 当 金	681
		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	29
		睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	36
		偶 発 損 失 引 当 金	63
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	555
		支 払 承 諾	54
		負 債 の 部 合 計	250,902
		（純資産の部）	
		資 本 金	4,121
		資 本 剰 余 金	2,463
		そ の 他 資 本 剰 余 金	2,463
		利 益 剰 余 金	1,712
		利 益 準 備 金	185
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,527
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,527
		（株主資本合計）	8,297
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,105
		（評価・換算差額等合計）	1,105
		純 資 産 の 部 合 計	9,403
資 産 の 部 合 計	260,306	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	260,306

損益計算書〔平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		5,628
資金運用収益	4,528	
貸出金利	4,273	
コールローン利息	5	
預け金利息	249	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	711	
受入為替手数料	116	
その他の役務収益	595	
その他の経常収益	388	
貸倒引当金戻入益	205	
償却債権取立益	129	
その他の経常収益	53	
経常費用		5,074
資金調達費用	395	
預金利息	298	
譲渡性預金利息	42	
コールマネー利息	0	
借入金利息	50	
その他の支払利息	3	
役務取引等費用	919	
支払為替手数料	19	
その他の役務費用	899	
営業経費	3,513	
その他の経常費用	244	
貸出金償却	57	
その他の経常費用	187	
経常利益		554
特別利益		11
固定資産処分益	11	
特別損失		366
固定資産処分損失	21	
減損損失	338	
その他の特別損失	5	
税引前当期純利益		199
法人税、住民税及び事業税	10	
法人税等調整額	△722	
法人税等合計		△712
当期純利益		911

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### (重要な会計方針)

#### 1. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	10年～50年
その他	3年～20年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

#### 2. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上することとしておりますが、当事業年度は該当ありません。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,524百万円であります。

##### (2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については給付算定基準によっております。なお、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として8年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

会計基準変更時差異（1,050百万円）：主として15年による按分額を費用処理しております。

##### (3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

##### (4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に係る債権に関して、将来発生する可能性のある負担金支払額を見積り、必要と認められる額を計上しております。

3. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は個々の資産の取得原価に算入しております。

## 会計方針の変更

### （「退職給付に関する会計基準」等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法をポイント基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が156百万円増加し、利益剰余金が同額減少しております。また、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ12百万円増加しております。

## 注記事項

### （貸借対照表関係）

1. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、担保に差し入れている有価証券は4,815百万円であります。
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は0百万円、延滞債権額は6,060百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は52百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は6,113百万円であります。  
なお、2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,397百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
為替決済や公共料金収納取扱等の担保として、定期預け金2百万円及び有価証券4,815百万円を差し入れております。  
また、その他の資産には、保証金等113百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた

場合に、契約上規定された条件について違反がない限り一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、43,514百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが43,084百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,960百万円

- |  |           |
|--|-----------|
| 10. 有形固定資産の減価償却累計額   | 2,764百万円  |
| 11. 有形固定資産の圧縮記帳額   | 167百万円    |
| 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,500百万円が含まれております。 |           |
| 13. 関係会社に対する金銭債権総額   | 19,087百万円 |
| 14. 関係会社に対する金銭債務総額   | 12,500百万円 |
| 15. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。                              |           |

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、5百万円であります。

16. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、8.07%であります。

#### （損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益
 

資金運用取引に係る収益総額	243百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	54百万円
その他の取引に係る費用総額	8百万円
2. その他の特別損失は、店舗廃止に要した費用の額5百万円であります。
3. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

（減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額）

長崎県内

主な用途	遊休資産3カ所
種類	土地、建物
減損損失額	255百万円

長崎県外

主な用途	遊休資産2カ所
種類	土地、建物
減損損失額	83百万円

上記の資産は、店舗廃止の機関決定により、営業用資産から遊休資産へ変更したことに伴い、帳簿

価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（338百万円）として特別損失に計上しております。

（資産グループの概要及びグルーピングの方法）

（イ）資産グループの概要

①営業店舗

営業の用に供する資産

②遊休資産

店舗・社宅跡地等

（ロ）グルーピングの方法

①営業店舗

各営業店単位でグルーピング

②遊休資産

各々が独立した資産としてグルーピング

（回収可能価額）

当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は主として「不動産鑑定評価基準（国土交通省）」に基づく評価額等より処分費用見込額を控除して算定しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、預金業務、貸出金業務、内国為替業務など銀行業務を中心に金融サービスに係る事業を行っており市場の状況や長短のバランスを勘案して、資金の運用及び調達を行っております。これらの事業を行うため、オフバランス取引を含む銀行全体の資産・負債を対象として、リスクを統合的に把握し、適正にコントロールすることで、合理的かつ効率的なポートフォリオを構築し、収益の極大化・安定化を目指した資産・負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行の資産の約85%を占める貸出金は、主として国内の法人及び個人に対するものであり、契約不履行によってもたらされる信用リスクを内包しております。大口貸出先の信用力の悪化や担保価値の下落、その他予期せぬ問題が発生した場合、想定外の償却や貸倒引当金の積み増しといった信用コストが増加するおそれがあり、また、資産運用ウェイトからもその影響力は大きく、財政状態及び業績に悪影響を与える可能性があります。

借入金は、当行で、財務内容の悪化等により資金繰りに問題が発生したり、資金の確保に通常より高い金利での資金調達を余儀なくされた場合、また、市場の混乱等による市場取引の中止や、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされた場合、その後の業務展開に影響を受けるなど流動性リスクを内包しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、信用リスクが最重要リスクであるとの認識のもと、信用リスク管理の基本的な考え方を定めた「信用リスク管理方針」や与信行動規範である「クレジットポリシー」に基づき、信用リスク管理の強化に取り組んでおります。

個別債務者別に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により当行全体のポートフォリオの信用リスクの分散を図っております。

個別債務者の信用リスク管理については、融資部が個別債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っております。評価は新規実行時及び、実行後の信用格付・自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めております。自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険度の度合いに応じて資産の分類を行うものです。

当行全体の与信ポートフォリオについては、融資部融資企画室が、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。また、モニタリング結果を投融資委員会において、定期的に経営に報告しております。

② 市場リスクの管理

当行は、資産・負債の総合管理において、市場リスクを的確に認識し、必要なリスク管理体制を確立

し、また、適切な資源配分を行い、安定した収益の確保を図るため、資産・負債のALM管理の確立を目指しております。

市場リスクの状況については、市場リスクが当行の自己資本比率に及ぼす影響等の検討を行い、ALM委員会において定期的に経営に報告しております。

### ③ 流動性リスクの管理

当行では、流動性リスクが顕在化した場合、経営破綻やシステミックリスクが発生する懸念もあることから、流動性リスクを重要なリスクのひとつとして認識しており、十分な支払準備資産の確保、様々な緊急事態を想定した「コンティンジェンシープラン（危機管理計画書）」の策定により、流動性リスクに備えております。

日常の資金繰りは、資金繰り管理部署及び流動性リスク管理部署である総合企画部経営管理室が市場性資金の運用・調達を行い、円滑かつ安定的な資金繰りの維持に努めております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	25,994	27,074	1,079
(2) 貸出金	228,776		
貸倒引当金（*）	△973		
	227,802	230,097	2,294
資産計	253,797	257,172	3,374
(1) 預金	231,675	232,000	325
(2) 譲渡性預金	4,565	4,565	—
(3) コールマネー	9,000	9,000	—
(4) 借用金	3,500	3,500	—
負債計	248,740	249,066	325

(\*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

### (注) 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

#### (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、当初契約期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (2) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスクを反映した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

## 負債

### (1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、当初契約期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (3) コールマネー

コールマネーは、約定期間が短期間（1ヶ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

### (4) 借入金

借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

## (有価証券関係)

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	620百万円
減損損失	6
退職給付引当金	168
役員退職慰労引当金	7
繰越欠損金	273
減価償却費	56
その他	173
繰延税金資産小計	1,306
評価性引当額	△433
繰延税金資産合計	873
繰延税金負債	
資産除去債務	0
繰延税金負債合計	0
繰延税金資産の純額	872百万円

### 2. 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.37%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については32.82%に、平成28年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については32.05%となります。この税率変更により、繰延税金資産は26百万円減少し、法人税等調整額は同額増加しております。再評価に係る繰延税金負債は57百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額が控除限度額とされ、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得に金額の100分の50相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産は9百万円減少し、法人税等調整額は同額増加しております。



3. 当行は、平成28年3月期より株式会社西日本シティ銀行を親法人とする連結納税制度の適用を受けることについて申請を行い、承認されました。

これにより、当事業年度から「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会実務対応報告第5号)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会実務対応報告第7号)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

この変更により、繰延税金資産は541百万円増加、法人税等調整額は同額減少しております。

#### (1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	33円60銭
1株当たりの当期純利益金額	6円80銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	2円00銭

#### (関連当事者との取引関係)

##### (1)親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社西日本シティ銀行	(被所有)直接100%	役員の兼任	営業取引(注1)	—(注2)	預け金	19,087
				財務取引	—	コールマネー	9,000
					—	借入金(注3)	3,500

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 取引条件ないし取引条件の決定方針等は、一般取引先と同様の条件によっております。

(注2) 営業取引は、日々資金移動を行っていることから、取引金額欄への記載は行っておりません。

(注3) 他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

##### (2)兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
兄弟会社	九州カード株式会社	—	ローン等に係る保証委託	被保証債務	7,737	—	—
兄弟会社	西日本信用保証株式会社	—	ローン等に係る保証委託	被保証債務	26,695	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等は、一般取引先と同様の条件によっております。